

令和8年度

岡崎市立常磐東小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「当該児童生徒と同一校に在籍している等、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。」（いじめ防止対策推進法より）

令和元年6月に改訂された「岡崎市いじめ防止等のための基本方針」や令和3年1月に策定された「S t o p t h e いじめアクションプラン」を参考にして、本校では、次の4点についていじめ防止基本方針を改訂した。

- 些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、けんかやふざけの背景の調査や徹底した聞き取りを行い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく組織的な対応を行う。
 - いじめについて、初動対応を適切に行うことができるよう積極的に認知する。また、特定の教職員のみによるのではなく、「いじめ対策委員会」を開催して組織的に判断し、その対応を図る。
 - いじめを受けていることを念頭に置き、聞き取り情報を共有し、迅速かつ組織的に対応して、被害を受けている児童を守り、保護者や教育委員会等にも報告する。
 - 学校評価の評価項目の中にいじめの早期発見・いじめの再発防止の取り組み等の実施状況について、保護者や児童が評価する機会を設け、その結果を踏まえて改善を図る。
- 以上4点の改訂を重視しながらいじめ防止に向けてさらに注意深く取り組んでいく。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候も見逃さないように努めるとともに、学校全体で情報を共有し、組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ・長期欠席対策委員会

校長、教頭、教務、校務、該当担任、生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーからなるいじめ防止等の対策のための「いじめ対策委員会」を設置する。また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや学校運営協議員らの外部の方々を加えて対策委員会を開催する。

学期に2回（記名式、無記名式の1回ずつ）の児童を対象とした「生活アンケート」を、「生活アンケート」を行わない月には「心のアンケート」を実施して、早期発見に努める。また、学

期に1回保護者を対象としたアンケートも行い、該当児童がいる場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、その対応や指導について協議して早期解決を図る。また、該当児童の保護者に連絡するとともに、市教委にも連絡する。

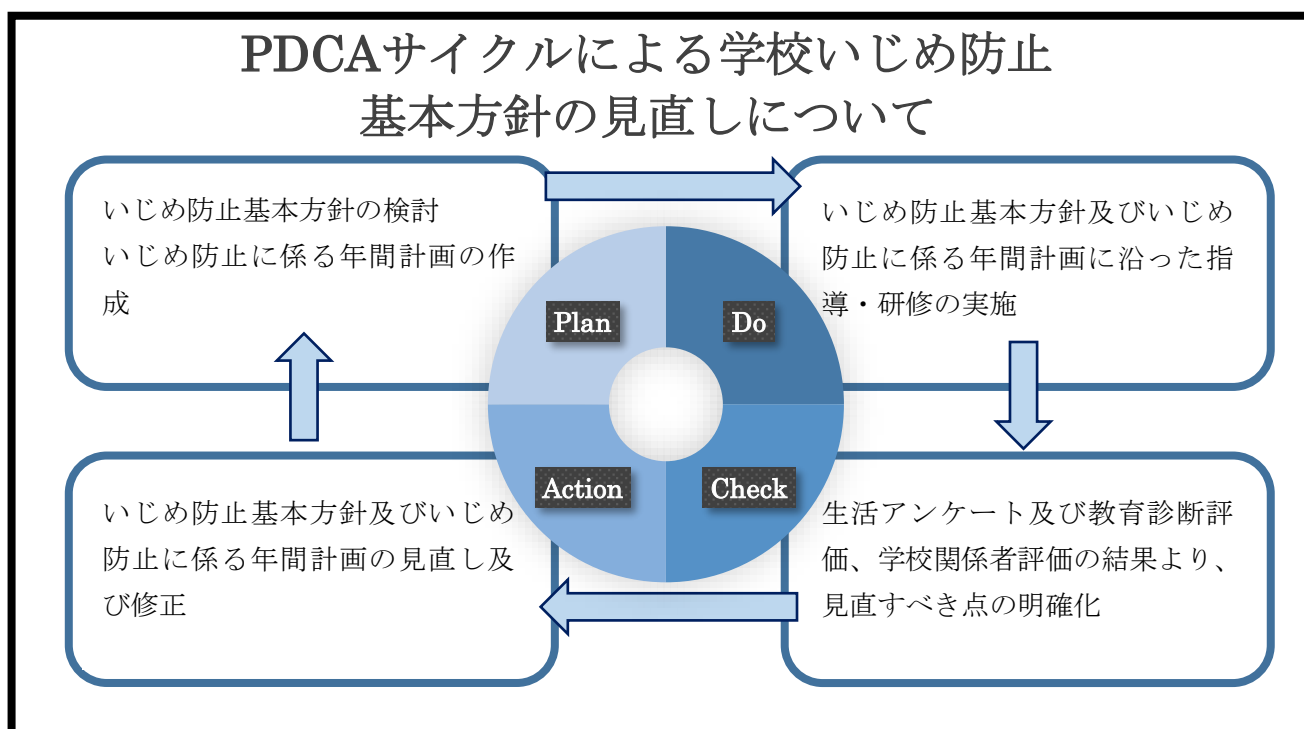
それ以外にも、毎学期、「いじめ・長期欠席対策委員会」「校内教育支援委員会」を開催し、児童への対応や支援等について協議して問題の早期解決にあたる。さらに、感染症やけが等以外で、数日間欠席した児童については、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門機関の担当者も交えて、適切な対応を図る。

(2) 職員会での情報交換および共通理解

月に一度、配慮を要する児童について、全教職員で現状や指導についての情報交換および共通理解を図る。そこで出された情報を全教職員が周知して、翌日からの児童の行動について見守ったり支援したりする。

3 PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の見直しについて

本校は、下図に示すPDCAサイクルで学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。



4 昨年度のいじめの実態から明らかになった課題

- ① 本校の特性（学校までの距離が遠く、保護者の迎えを要する児童が多い）から、多くの児童が利用する学区こどもの家において児童同士のトラブルの大半が起きていることが分かった。
（言葉や態度、によるものがほとんどであった）
- ② 被害児童がいじめだと感じていても、加害児童はふざけているつもりであり、いじめには当たらないという認識の甘さを払拭する必要がある。

5 いじめ防止のための本校の取組 （年間指導計画は別表）

- ① 学校の目指す子供像で、「他者の気持ちを理解し、思いやりの心をもって接する子」を掲げ全校で取り組んでいる。さらに、本年度より、児童の目標を個々に設定しする。この目標を教室に掲示し、周りの人を大切に思う気持ちを育てたり、他人のよいところを見つけたら、温かい言葉をかけあったりすることで、思いやりの心を培っている。
- ③ 毎学期2回（記名式、無記名式を1回ずつ）の「生活アンケート」を、「生活アンケート」を行わない月には「心のアンケート」を行っている。学期末には、保護者対象の「いじめアンケート」、2学期末に児童・保護者を対象に「教育診断アンケート」等を実施して、いじめに対する見逃しを0にするよう努めている。アンケート結果の内容を吟味し、「校内いじめ対策委員会」を開催し早期解決を図っている。また、些細なことでも報告するよう周知徹底を図っている。
- ④ 上学年の児童を対象としたWeb Q Uテストを実施し、児童の実態を十分に把握して、より適切な学級経営や児童の個人指導に努めている。
- ⑤ 外部の講師をお招きし、「Web Q Uテストの基本的理解と活用」に関する研修会を実施するなどして、よりよい学級づくりやいじめの早期発見に努めている。
- ⑥ 道徳科授業の充実を図ったり、青木川を題材にした環境学習「清流学習」を通して、児童が自然や人と触れ合ったり、体験学習をしたりすることで、豊かな心を醸成している。
- ⑦ 1年生から6年生までを4つの縦割り班に分けて、協力したり協調したりすることを学習する。高学年の児童が温かい心で低学年児童に接したり、低学年の児童が高学年を見習ったりする中で、心と心の通う豊かな交流ができる力を培っている。
- ⑧ ネットいじめの加害者、被害者とならないようネットの正しい利用やマナー等のモラル教育を随時継続的に推進するとともに、実施期間を決めて全学級で授業として取り扱う。生活アンケートにSNS等のネットトラブルに関する項目を設けて現状把握を行い、インターネット等を通じて行われるいじめの撲滅に努めている。
- ⑨ 中学校や幼稚園・保育園、学区こどもの家等との情報交換や交流活動を通して、連携や協力体制の整備を図る。学校運営協議会での情報交換、ひがしっ子見守り隊の方々や地域の方々との交流を通して、児童の様子等を随時情報交換して小さなサインを見逃さないようにしている。
- ⑩ 「常磐東小学校いじめ防止基本方針」について、4月のPTA総会で紹介したり、学校のホームページに掲載したりして、保護者の方々に周知している。
- ⑪ 長期休みの前等必要に応じて、生活指導担当が全校児童に対して、公共の場（子どもの家など）を利用する上でのマナーやルール、学校と同じように生活することについて話をしていく。

6 いじめ早期発見のための取組 （年間指導計画は別表）

（1）学級経営の充実

- ・小さなサインを見逃さない定期的な調査、日常的な調査を確実に実施する。
- ・「生活アンケート」を学期に2回（記名式、無記名式を1回ずつ）を、「生活アンケート」を行わない月には「心のアンケート」を実施して、その結果をもとに一人一人の児童と直接話をして状況を理解し、いじめに対してすぐに対応し役職および保護者に報告する。

- ・教育相談期間の設定（学期に1回程度）※スクールカウンセラーや臨床心理士との相談を含む

（２）教師と児童、保護者との人間関係と信頼関係づくり

- ・連絡帳や電話での連絡を通して、家庭や学校での児童の様子を教師と保護者が情報共有したり、心配事を相談し合ったりする。
- ・児童や保護者が相談しやすい体制を整える。（担任をはじめ、養護教諭や役職者等、誰に相談してもよい。）
- ・事前に「24時間子供ＳＯＳダイヤル」などをＰＴＡ総会や保護者の全体会、長期休業前などにおいて周知する。

（３）関係諸機関との連携

- ・教育相談センターやスクールカウンセラーと連携して情報の交換を図る。
- ・必要に応じて、個人カルテを作成し、教師の指導や対応、児童の反応、保護者の考えを記録して、関係諸機関との情報交換に活用する。
- ・学区こどもの家の職員の方々との情報交換を随時できるようにする。

7 いじめに対する早期対応

- ① いじめ発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に対応する。
 - ・校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生活指導主事、養護教諭、担任
 - ・いじめの有無の確認⇒校内で情報共有⇒いじめ防止へ対応 教育委員会への報告
※警察署との連携（犯罪行為、生命身体への重大な被害）
 - ・いじめを受けた側への対応…心身のケア、子供と保護者支援（安心安全の保障）
 - ・いじめを行った側への対応…再発防止への継続的な指導、保護者への助言の継続
 - ・当事者以外の子供への対応・・・再発防止にむけた継続的な全体指導
- ② 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。（少なくとも3ヶ月は経過を見て、被害者本人や保護者の苦痛がおさまることを見届ける。）
- ③ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

8 重大事態への対応

（１）重大事態の定義

- ①いじめにより、児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより、相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされているという疑いがある場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

（２）重大事態への対応

- ①重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告する。

- ・重大事態の発生について教育委員会へ報告⇒市長へ報告
- ・重大事態の把握、質問票などによる緊急調査の実施
事実確認⇒情報整理、共有⇒解決に向けての対応、再発防止対応
- ・いじめを受けた子供・保護者に対して事実関係等、必要な情報を適切に提供
- ・当事者以外の子供・保護者の対応は、教育委員会の指示を受け慎重に進める。

②学校が事実調査を実施する場合は「いじめ・長期欠席対策委員会」を開く。

- ・校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生活指導主任、養護教諭、担任関係職員に適切な専門家を加えて構成、緊急対応する。

9 いじめに関する教員の研修内容

- ・「かけがえのない命を守る ～自死を未然に防ぐために～」(令和6年4月 岡崎市教育委員会)を職員に向けて紹介し、いじめは絶対に見逃さないこととそのための対応の仕方について確認する。(年度初め)

10 相談窓口の連絡先

- ・常磐東小学校 ☎0564-46-2108
- ・24時間子供SOSダイヤル「子どもSOS ほっとライン24」
全国共通ダイヤル ☎0120-0-78310 ^{なやみ言おう} 通話料は無料です
- ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (いち・はや・く)
- ・「キッズ岡崎こころの電話相談」☎0564-83-5660
(火～金 12:00～19:00 土 12:00～16:30)
- ・そよかぜ相談(岡崎市) ☎0564-71-3201 (平日 9:30～16:30 土 9:30～12:00)
- ・岡崎市こころホットライン ☎0564-64-7830 (平日 13:00～20:00)
- ・子ども・家庭110番(愛知県) ☎052-953-4152 (平日 9:00～17:00)
- ・家庭教育相談(家庭教育コーディネーター)☎052-961-0900 (平日 9:00～16:00)
- ・相談窓口PR動画「君は君のままでいい」〔文部科学省・厚生労働省〕

 <https://youtu.be/CiZTk8vB26I>

※その他、SNSによる相談窓口もあります。

令和8年度いじめ防止対策年間指導計画

	指導の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域との連携
4月	・いじめ防止基本方針についての検討〈生徒指導委員会〉 ・いじめ対策に関わる共通理解 ・児童に関する情報交換〈職員会〉	・学級開き・学級ルール作り〈学級活動〉 ・行事を通した人間関係作り〈1年生を迎える会・全校校外学習〉 ・青木川フレンドリーウィーク〈縦割り交流活動〉	・いじめ対策基本方針の説明〈PTA 総会 PTA 委員会〉 ・授業参観 ・見守り隊の発足式
5月	・児童に関する情報交換〈職員会〉	・行事を通した人間関係作り〈運動会・ふれあい清掃活動・全校校外学習〉 ・「生活アンケート」①(いじめ調査)	・学校行事の公開〈学区合同運動会〉 ・ふれあい清掃活動
6月	・児童に関する情報交換〈職員会〉	・行事を通した人間関係作り〈学校保健委員会・山の学習〉	・授業参観・学校保健委員会 ・学区ふれあいグランドゴルフ大会
7月	・自己評価の実施 ・児童に関する情報交換〈職員会〉 ・いじめ・長期欠席対策委員会 - 校内教育支援委員会 ・いじめ防止についての研修(WebQU等)	・行事を通した人間関係作り〈通学団会・大掃除〉 ・「生活アンケート」②(いじめ調査)	・保護者との情報交換〈個別懇談会〉
8月			
9月	・児童に関する情報交換〈職員会〉	・行事を通した人間関係作り〈学区ふれあい遠足・ふれあい清掃活動〉	・学区ふれあい遠足 ・ふれあい清掃活動
10月	・児童に関する情報交換〈職員会〉	・行事を通した人間関係作り〈小学校陸上大会・選手激励会〉 ・「生活アンケート」③(いじめ調査)	
11月	・児童に関する情報交換〈職員会〉	・行事を通した人間関係作り〈おかざきっ子展 修学旅行〉	・学習発表会
12月	・児童に関する情報交換〈職員会〉 ・いじめ・長期欠席対策委員会 - 校内教育支援委員会	・行事を通した人間関係作り〈かけ足・校内マラソン大会〉 ・「生活アンケート」④(いじめ調査)	・保護者との情報交換〈個別懇談〉 ・教育診断評価(保護者)
1月	・自己評価の実施 ・児童に関する情報交換〈職員会〉 ・教育診断評価(教師)	・教育診断評価 ・「生活アンケート」⑤(いじめ調査)	
2月	・児童に関する情報交換〈職員会〉	・行事を通した人間関係作り〈学習発表会・感謝する会〉	・学習発表会 ・感謝する会
3月	・児童に関する情報交換〈職員会〉 ・いじめ・長期欠席対策委員会 - 校内教育支援委員会	・行事を通した人間関係作り〈6年生をおくる会〉 ・「生活アンケート」⑥(いじめ調査)	・同窓会入会式

* 4・6・9・11・2月は「心のアンケート」を行う。